

8

月号

下小池町駐在所だより

発行
下小池町駐在所
028-669-20598月の
交通安全
情報

9月1日から生活道路の

法定速度は**30km/h**

生活道路とは??

主に地域住民の日常生活に利用される、**中央線**や
中央分離帯などが**ない比較的狭い道路**のこと

このような道路が生活道路

以下の道路における**法定速度**は引き続き**60km/h**です。**1** 道路標識又は道路標示による**中央線**又は**車両通行帯**が設けられている一般道路**2** 道路の**構造上**又は柵その他の**工作物**により自動車の通行が**往復の方向別に分離**されている一般道路**3** 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの**4** 自動車専用道路

30km/hが



命を守る

ゆとりある運転で、交通事故のない
地域を目指しましょう。**下小池町駐在所 大出 です。**地域の方々に影響を受け、駐在所で
人生初めての家庭菜園を始めてみまし
た！初めてのきゅうりは大根みたいな太
さになってしまいました。

家庭菜園の難しさを痛感しています。

話は変わりますが、連日猛暑が続い
ていますので、こまめな水分補給をし
て熱中症を予防しましょう！